

村上市立岩船中学校「学校いじめ防止基本方針」

R 5

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」における定義

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということである。

(注2) 「一定の人間関係のあるもの」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりするなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

平成18年度「生徒指導上の諸問題に関する調査」における定義（文部科学省）

(注6) SNS等による誹謗中傷等を「いじめ類似行為」として位置付け、「当該児童生徒等が当該行為を知ったとき心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」として、いじめと同等に取り扱う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(保護者の責務)

いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識、思いやりの心、正義感等を養うための指導に努めるため、日頃から悩み等を相談できる雰囲気づくりを行う。さらには、その保護する生徒がいじめを受けた場合は、適切に生徒をいじめから保護する。

また、保護者は、新潟県、村上市、村上市教育委員会及び岩船中学校が講ずるいじめ等の対策に協力する。

(生徒の役割)

生徒は自分のことを大切にし、一人ひとりの違いを理解し、お互いを尊重しなければならない。また、SNS等で送信される情報の危険性と使い方によってはいじめにつながることを理解し、いじめ等をしているところを見たり、いじめかも知れないと判断したりした時は、見過ごさないで先生や保護者に相談する。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

- ア 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・いじめ見逃しゼロスクール集会等を実施する。

(2) いじめ防止等の対策のための組織

- ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ・不登校対策委員会」の設置
いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当
特別支援教育コーディネーター、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー
(必要に応じて警察等の外部の専門家)

<活動>

- ① いじめの早期発見のための情報の収集、相談に関すること。
(アンケート調査、教育相談等)
- ② いじめ防止のための取組の計画、実行、評価、修正に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ 生徒指導部会の設置

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

<活動>

- ① いじめを含む生徒指導に関する情報交換と共有
- ② 生徒指導に関する事案への対応

<開催>

週1回を定例会(時間割に位置づける)とし、必要により緊急開催とする。

(3) いじめ防止のための取組

- ア 様々な教育活動の機会をとおり、生徒の社会性(自己有用感、規範意識、人間関係づくりの能力、困難に対して他者と協力しながら問題解決を図る意欲や態度)を育てる。
- イ 「分かる授業」「認め合う集団育成」を通して、いじめを生まない学校風土をつくる。
- ウ 「いじめ防止学習プログラム」「中1ギャップ解消プログラム」の自校プランの確実なる実施と改善を進める。
- エ 人権教育、同和教育、道徳教育を充実させ、生徒の人権感覚を高める。
- オ 生徒会活動を中心とした生徒主体のいじめ防止のための活動を推進する。
- カ 挨拶運動や親子作業、地域ボランティア活動等を実施し、地域、保護者とともがいじめ防止に取り組む。
- キ 人権教育、同和教育に関する研修会等を実施し、職員の人権感覚を高める。
- ク いじめ防止に関する研修会等を実施し、認識の共有と行動の一元化を図り組織として取り組む。
- ケ 特別な支援を要する生徒への適切な指導・支援を行い、インクルーシブ教育を推進する。

(4) いじめの早期発見のための措置

ア いじめ調査等の実施

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査 毎月1回（月末）
- ② 保護者対象学校評価アンケート調査 年2回（7月、12月）
- ③ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査年2回（1・2学期）
- ④ Q-Uを活用した生徒の多面的理解（6月、11月）
- ⑤ フォーサイト（手帳）を活用した日常的な生徒理解（毎日）

イ いじめ相談体制の確立

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家の活用
- ② 担任等による教育相談の実施
- ③ 養護教諭による相談活動

相談活動で入手した情報については、情報の共有や今後の対応を検討して対策を講じる。

ウ 職員間の情報共有

朝の打合せ、生徒情報交換会等を通して認知したいじめ事案に関する情報を全職員で常に共有する。

エ いじめ防止のための対策に従事する人材の育成及び資質の向上

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する職員の資質向上研修を年2回以上行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。事案が発生した場合、保護者と協力して対応する。

(6) いじめに対する措置

ア いじめを発見したり、いじめに係る訴えを受けたりした教職員は、管理職に翌日の朝までに報告する。

イ 校長はすみやかにいじめ・不登校対策委員会を開催し、対応を協議して事実の有無の確認を行う。

ウ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

エ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるよう、保護者と連携を図りながら必要な措置を講ずる。

オ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

キ いじめに係る行為の収束（おおよそ3か月）及び被害生徒の心身の回復を注意深く見取る。

（7）重大事態への対処

ア 重大事態とは

下記に示すいじめを受けた児童生徒の状態から判断する。（村上市いじめ防止基本方針より）

- ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤ 一定期間（年間30日を目安）、連続して欠席しているような場合
 - ⑥ 生徒・保護者から「いじめられて重大事態に至った」と申し出があった場合
- ※⑤については、生徒が一定期間、連続して欠席している場合には、学校は設置者と相談の上、判断する場合がある。

イ 対処

重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、村上市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 事案についての記録は、卒業後、少なくとも5年間保存する。

（8）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見のための取組に関すること。

イ いじめを防止するための取組に関すること。

ウ いじめへの対応に関すること。